

平成 24 年 9 月 27 日

大阪市長 橋下 徹 様

大阪市情報公開審査会

会長 小野 一郎

平成 24 年 7 月 23 日付け大情審答申第 320 号について（修正答申）

平成 24 年 7 月 23 日付け大情審答申第 320 号（以下「前答申」という。）について、次のとおり修正の答申をいたします。

第 1 審査会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が、平成 23 年 4 月 6 日付け大住吉総第 12 号により行った公開決定（以下「本件決定」という。）について、平成 23 年 6 月 9 日付け大住吉総第 48 号により、当審査会あて諮問があり、当審査会は、平成 24 年 7 月 23 日付けで大阪市長あて前答申を提出したが、「第 5 審査会の判断 5 事実の確認 (5) その他について イ 他の漏えい等事故の発生について」を、別表 1 のとおり一部修正する。

なお、本件決定は妥当であるとした前答申の結論に変更はない。

第 2 前答申を修正する理由

1 公開請求

異議申立人は、平成 23 年 3 月 23 日、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号）第 5 条に基づき、実施機関に対し、「過日、住吉区役所において総務担当が仕出かした職員番号漏えい事件の個人情報漏えい等事故報告書」の旨の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 異議申立て

本件請求について、実施機関は、本件請求に係る公文書を「個人情報漏えい等事故報告書（平成 23 年 3 月 31 日付け住吉総第 122 号）（以下「本件文書」という。）と特定した上で本件決定を行ったが、異議申立人は、本件文書については、個人情報漏えい等事故の発生原因となった公文書を間違えているなどとして、異議申立てを行った。

3 他の漏えい等事故の発生について

本件異議申立てにつき、当審査会において、本件請求に係る個人情報漏えい等事故（以下「本件漏えい等事故」という。）以外の平成 21 年度以降に住吉区役所で発生した公開請求に起因する個人情報の漏えい等事故（以下「他の漏えい等事故」という。）の有無についても調査したところ、当時の情報公開室市民情報部公開制度等担当（現在の政策企画室市民情報部公開制度等担当。以下「公開制度等担当」という。）から本

件漏えい等事故のみであるとの報告を受けた。そこで、前答申では「第5 審査会の判断 5 事実の確認 (5) その他について」の「イ 他の漏えい等事故の発生について」において、「平成21年度以降に住吉区役所で発生した公開請求に起因する個人情報の漏えい等事故は、本件のみであるとのことであった」と記載した。

しかし、その後、異議申立人から事実と異なる旨の指摘があり、公開制度等担当において、平成21年度以降、本件決定があった平成23年4月6日までの間について再確認したところ、本件漏えい等事故以外に、他の漏えい等事故が1件発生しており、平成23年1月に「個人情報漏えい等事故報告書」の提出を受けていたことが判明した。

したがって、前答申の前記記載は「平成21年度以降、本件決定があった平成23年4月6日までの間に住吉区役所で発生した公開請求に起因する個人情報の漏えい等事故は、本件漏えい等事故以外に1件（以下「他の漏えい等事故」という。）あった」と修正する必要がある。

もっとも、他の漏えい等事故は、本件漏えい等事故以前に発生（別表2参照）したものであることから、他の漏えい等事故に関する「個人情報漏えい等事故報告書」は、異議申立人が主張する本件漏えい等事故に係る「真実を記載した個人情報漏えい等事故報告書」とはなり得ないものである。

第3 審査会の判断

1 前答申の結論について

以上を踏まえ、前答申の結論を変更する必要があるか否かについて検討したところ、第2の3記載のとおり、他の漏えい等事故に係る個人情報漏えい等事故報告書は、異議申立人が主張する本件漏えい等事故に係る「真実を記載した個人情報漏えい等事故報告書」とはなり得ないことでもあり、第2の3記載の修正が前答申の結論に影響を及ぼすものではないことは明白である。

2 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 井上英昭、委員 松本和彦、委員 小林邦子、委員 西村枝美

別表 1

〔修正前〕

当審査会において、公開制度等担当に確認したところ、平成 21 年度以降に住吉区役所で発生した公開請求に起因する個人情報の漏えい等事故は、本件のみであるとのことであった。

〔修正後〕

当審査会において、公開制度等担当に確認したところ、平成 21 年度以降、本件決定があった平成 23 年 4 月 6 日までの間に住吉区役所で発生した公開請求に起因する個人情報の漏えい等事故は、本件漏えい等事故以外に 1 件（以下「他の漏えい等事故」という。）あったものの、本件漏えい等事故以前に発生したものであるため、他の漏えい等事故に関する個人情報漏えい等事故報告書は、異議申立人が主張する本件漏えい等事故に係る「真実を記載した個人情報漏えい等事故報告書」とはなり得ない。

別表 2

	本件漏えい等事故	他の漏えい等事故
発覚日	平成 23 年 2 月 17 日	平成 22 年 10 月 25 日
担 当	総務担当	総務担当
事故の概要	平成 21 年 11 月 5 日付の公開請求に対し公開の実施を行った際、個人情報（職員の職員番号）をマスキングせずに公開した。	公開請求対象文書を送付する際、個人情報（職員の職員番号）をマスキングせずに、公文書の写しを送付した。
個人情報漏えい等事故報告書	住吉総第 122 号（平成 23 年 3 月 31 日）	住吉総第 93 号（平成 23 年 1 月 14 日）